

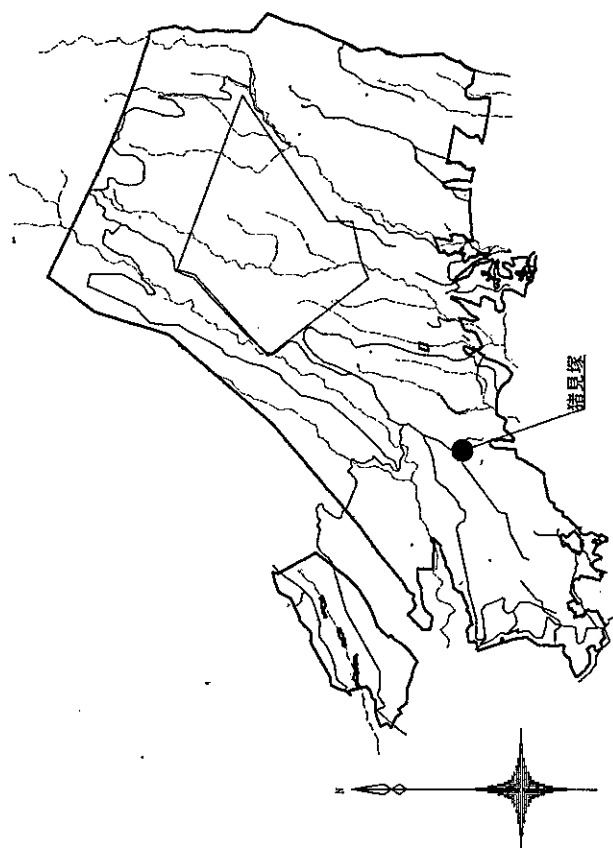
仕 様 書

- 1 件 名 大矢野原演習場避雷小屋設置役務
- 2 設置場所 熊本県上益城郡山郷町2160 陸上自衛隊 大矢野原演習場内 (細部位置は別示)
- 3 役務概要 避雷小屋の設置 (1箇所)
- 4 一般事項
 - (1) 本仕様書は「大矢野原演習場避雷小屋設置役務」について適用する。
 - (2) 本仕様書に特記なき事項については、「公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)」及び国住指第532号 (7.4.1) のほか、関係諸法規等を遵守し実施するものとする。
 - (3) 作業実施日は、事前に工程表を提出し、監督官と打ち合わせを要するものとする。
 - (4) 受注者は、仕様書及び現場において不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
 - (5) 本役務で使用する工具及び作業等の資器材は、受注者が準備するものとする。
 - (6) 本役務に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、故意・過失に關係なく、受注者の責任において速滞なく完全に復旧するものとする。
 - (7) 受注者は作業完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施するものとする。
 - (8) 受注者は、自衛隊敷地内への立入及び行動については、当該演習場の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入を禁止する。やむを得ず作業場所以外への立入を必要とする場合は官側の許可を得るものとする。
 - (9) 本役務に際して、本仕様書に明記なき事項についても、工程上当然実施事項については受注者の負担で実施する。その際、契約金額の変更はないものとする。
 - (10) 本役務の写真は、着手、完了及び実施中の他、監督官の指示する箇所を鮮明に横向きで撮影し、役務完了後カメラA4判写真に整理し提出すること。
 - (11) 本役務に際して、演習場の水道及び電力の使用は原則できないものとするが、やむをえず使用する場合は仮設計測機器を設置し、使用量に応じた金額を受注者が負担すること。
 - (12) 作業中は、安全管理及び関連法規等を遵守し、事故等発生した場合は、速やかに監督官へ報告するものとする。
 - (13) この契約により知り得た自衛隊に関する情報について、他に漏洩及び転用してはならない。
 - (14) 監督官の指示書類は速やかに提出すること。
 - (15) 本役務に際し、外国人の入場の際は、事前に名簿を提出し監督官と協議すること。
- 5 特記事項
 - (1) 設置する避雷小屋は下記を基準とするも、同等品以上であれば製造メーカー等は指定しない。
 - ア 製造メーカー 阪急産業株式会社
 - イ 品 名 避雷陣 (入口建具付)
 - ウ 形 式 102-SL型 覆い実装組方式
 - エ 収容人員 15名以上/1基
- (2) 設置場所は「大矢野原演習場案内図」に図示した場所を基準に、監督官と協議後決定するものとする。
- (3) 設置する避雷小屋は「5項 (1)」を基準とし、設置場所を施設後、承認図等を提出し承認を受けるほか、監督官の検査を受けた合格品のみ使用するものとする。
- (4) 避雷小屋設置の際は、基礎工等を確実に実施し、各種災害での被害を防止するように施工するものとする。
- (5) 作業期間中は、十分な安全対策を実施するものとする。
- (6) 本役務に際して、契約内容を超える作業が別途必要であると判断した場合は、監督官と協議し早急に見積書を出し提出するものとする。

- (7) 本役務の実施については、官側の都合により平日の作業が難しい場合、土日祝日でも実施可能とするが、その場合、契約金額に変更は生じないものとする。また、演習場の使用状況による作業日程に対応するものとする。
- (8) 本役務で発生した発生土等については、作業箇所近傍の官側の指定する場所に敷きならすものとし、その他の廃棄物については、監督官の指示のもと合規適正に処分するものとする。
- (9) 避雷設備を設置後、電気抵抗の測定試験を実施し、試験結果報告書を監督官に提出後、承認を得るものとする。

6 検査

検査は作業後に、異常がないことを確認のうえ現場検査合格とする。また、監督官が提出を求めた書類の提出をもって書面検査合格とし、現場及び書面両方の検査合格にて完了とする。なお、手直しが発生した場合は、手直し終了後の再検査での合格をもって完了とする。



●：避雷小屋設置箇所

大矢野原演習場配置図 S=1/50,000

件 名	大矢野原演習場避雷小屋設置役務		
図 面 名	仕 様 書・配 置 図	図 面 番 号	2/2
縮 尺	—	命 令 年 月 日	令和8年1月19日
陸上自衛隊 北熊本駐屯地業務管理科			